



全国労働衛生週間 労働局長メッセージ

全国労働衛生週間とは、働く人の健康の確保や増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間のことで、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第76回を迎えます。

本年度は、次のスローガンの下に、9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間として、全国一斉に展開されます。

『ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場』

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇を続けるとともに、今もなお多くの業務上疾病が発生しています。

また、転倒・腰痛災害の予防対策を含む高年齢労働者の健康に配慮した職場環境の形成、過労死等の防止を含む長時間労働による健康障害防止、化学物質や石綿による健康障害防止、小規模事業場における健康確保のほか、働く女性の健康課題への取組など、多様な人材が働き続けられる職場環境整備の重要性が増しています。

このような中、本年5月に公布された改正労働安全衛生法等により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してもストレスチェックの実施（公布後3年以内に施行）が義務付けられたほか、本年6月に公布された改正労働施策総合推進法により、職場における治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることも努力義務とされました（令和8年4月1日施行）。

事業主や労働者の皆様におかれては、この週間を契機として、職場における心身の健康づくりに理解を深めるとともに、取組事項のリーフレット（下記URL参照）も活用いただき、ワーク・ライフ・バランスを確保し、ストレスチェックをはじめとした職場におけるメンタルヘルス対策の点検も行っていただき、誰もが健康に働くことができる職場づくりを進めていただくことをお願いいたします。

令和7年9月1日

徳島労働局長 亀井 崇

